

第3回公契約条例検討委員会 次 第

令和2年6月2日（火）
午前10時30分～12時
第一庁舎4階 会議室141

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

【論点協議：労働環境の適正化】

- (1) 労働環境の報告について
- (2) 労働者からの申出について
- (3) 一定水準以上の賃金の支払について

4 閉 会

【今後の会議予定】

	日時・場所	内 容
第4回	令和2年6月24日（水）午後1時30分から 職員会館3階 大会議室	
第5回	令和2年7月16日（木）午後1時30分から 第一庁舎5階 会議室151	協議、意見整理

長野市公契約条例検討委員会委員名簿

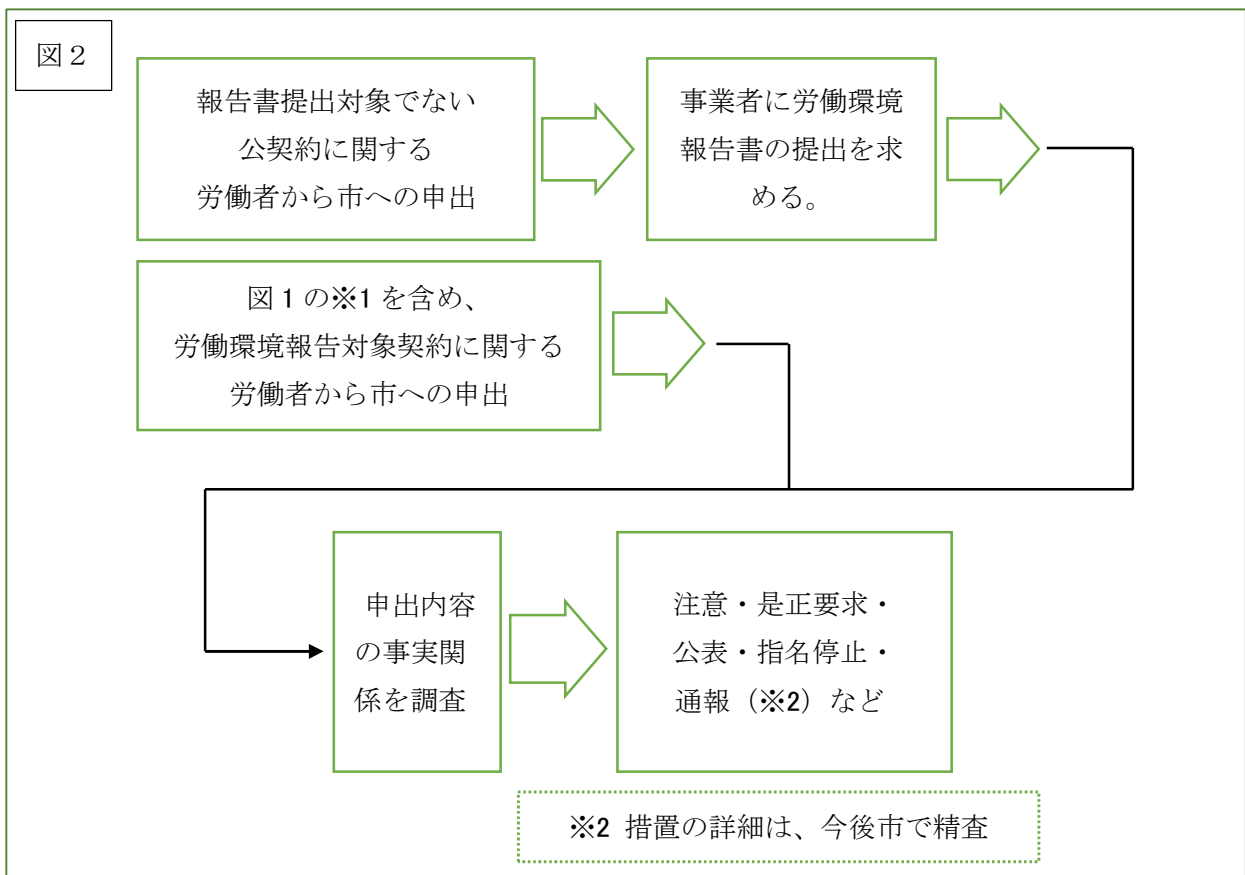
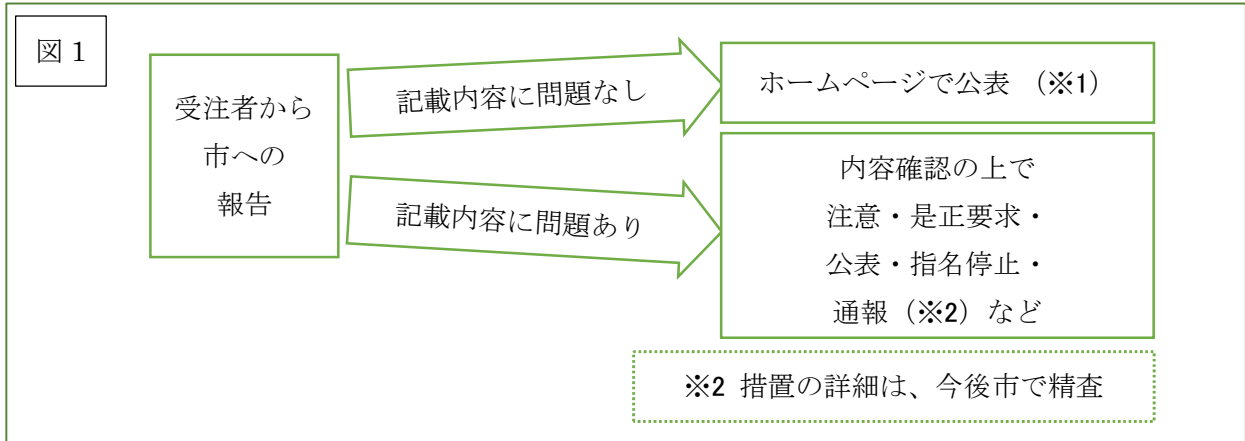
平成32年6月2日

選 出 区 分	氏 名	所 属
学識経験者	三浦 正士 (ミウラ マサシ)	長野県立大学
	村上 晃 (ムラカミ アキラ)	長野県弁護士会
	杉山 逸人 (スギヤマ ハヤト)	長野県社会保険労務士会 北信支部
事業者団体 代表	伊藤 隆三 (イトウ リュウゾウ)	長野商工会議所 副会頭
	湯本 宜成 (ユモト ナオスミ)	一般社団法人 長野市建設業協会 会長
労働者団体 代表	中山 英治 (ナカヤマ エイジ)	長野建設産業労働組合 前組合長
発注者代表 (長野市)	倉島 明 (クラシマ アキラ)	長野市総務部長
	小林 正明 (コバヤシ マサアキ)	長野市建設部長

論点再整理

労働環境の適正化についての 論点（再整理）		ご意見をいただきたい内容
労働環境の報告を定める場合	(1) 報告の内容は何か (資料：F)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 項目は次の 2 点への意見を特に求めたい。 ア 当該契約についての最低の賃金額の記載を求めるか イ 下請（再委託）契約をする場合の関連項目の記載を求めるか
	(2) 提出の対象とする契約の範囲（金額、業務区分など）をどう設定するか (資料：G)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働環境報告の提出を必要とする契約等の範囲は、条例の適用範囲より狭めて、<u>労働の提供が多くの部分を占める契約等に限定し</u>（単なる物品購入や一部の業務委託は除外し）、具体的には次のア、イを素案とする。 <li style="padding-left: 2em;">なお、指定管理の協定に関しては、毎年のモニタリングにおいて「労働関係法令を遵守し、職員の適正な労働条件を確保しているか」などのチェック項目があるため除外する。 ア 工事の請負 契約額が 1 億円以上のもの（目安：条件付き一般競争入札に付す金額） イ 業務委託 契約額が 1,000 万円以上のもの（目安：条件付き一般競争入札に付す金額）
	(3) 報告を受けた市はどう対応するか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対応のイメージは、図 1 のとおり ◆ 具体的な措置の内容、適用する条件は、既設の法令や要綱などとの整合を図る必要があり、市で今後精査する。
労働者からの申出制度を設ける場合	(4) 申出の対象とする契約の範囲（金額、業務区分など）をどう設定するか (資料：第 2 回資料 B の 1)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中核市の例では、範囲を限定している例が多いが、本市は、労働環境の底上げを目指す一環として、「条例の対象範囲と同様（すべての契約と指定管理の協定）」とすることを素案とする。
	(5) 申出の内容は何か	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中核市では、次のような申出内容とする例が多い。 a: 報告書に記載し掲示された内容に反していないか b: 法令、条例の内容に反していないか ◆ 本市は、労働環境の底上げを目指す一環として、<u>同様の事項</u>を申出内容の素案とする。
	(6) 申出を受けた市はどう対応するか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対応のイメージは、図 2 のとおり ◆ 措置は、労働環境報告の場合（3）と同様、市で今後精査する。

<p>(7) 条例の運用状況をチェックする第三者組織の設置は必要か (資料：第1回資料3)</p>	<p>◆ 他市では、恒常的、臨時的の別はあるが、取組の円滑化、条例の施行状況、目的達成のための施策に関する事、労働報酬下限額などを審議するために設置している。</p>
<p>(8) 一定水準以上の賃金の支払いをどう考えるか (第2回から継続)</p>	



労働環境報告書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（担当者・連絡先）

印

岐阜市公契約条例第13条第1項の規定により、下記の公契約に係る労働者の労働環境について報告します。

なお、当該公契約の履行に当たっては、労働基準法等関係法令を遵守するとともに、下記の事項について事実と相違ないことを誓約します。

契約番号	
契約名称	
契約期間	
常時雇用する労働者の数	

労働環境に関する事項（関係法令上義務とされるもので、改善指導の対象となります。）

区分	項目	確認欄
労働条件	① 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	② 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、限度時間は、守られていますか。 ※時間外及び休日労働を行う場合、作成及び提出が必要です。	はい・いいえ 適用除外
	③ 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要です。	はい・いいえ 適用除外
	④ 就業規則を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付する等、労働者に適切に周知していますか。 ※就業規則は、掲示又は書面の交付等により労働者に周知しなければなりません。	はい・いいえ 適用除外
労働時間	⑤ 労働者が働いた実際の労働時間（始業・就業時刻）を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
	⑥ 労働者に対し、適切に休日及び年次有給休暇を付与していますか。	はい・いいえ
安全衛生	⑦ 労働者に対し、医師による健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	⑧ 事故報告書等の記録、報告等、業務災害への対策状況は、適正ですか。	はい・いいえ
各種保険	⑨ 労災保険への加入等の手続は、適正ですか。	はい・いいえ
	⑩ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等への加入・届出の手続は、適正ですか。 ※雇用保険は労働者を雇用する事業者が、健康保険及び厚生年金保険は常時5人以上の労働者を使用する事業者が対象となります。	はい・いいえ 適用除外
法定帳簿	⑪ 法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）が整理されていますか。	はい・いいえ
賃金	⑫ 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	⑬ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金は、適正に支払っていますか。	はい・いいえ
	⑭ 上記の公契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価は、いくらですか。	時間額 円

労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間（1日8時間以内かつ1週40時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36協定）を届け出えていますか。 (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。 (時間外又は深夜：2割5分以上、休日：3割5分以上、時間外かつ深夜：5割以上、休日かつ深夜：6割以上)	
下請負	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 (※対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○+特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)	
	⑭ 本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。	
	⑮ 本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

(宛先) 岡崎市 長

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

契 約 名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

労働報酬額の算定欄(提出は不要)

工事名	0
受注者	0
台帳作成者	同上
作成日	M33.1.0
賃金を支払うべき日	M33.1.0
賃金算定対象期間	M33.1.0 ~ M33.1.0

労働時間による按分が必要な賃金等 (特定契約分=支給額×c/b)		時間外手当	労働報酬額	No.
支給額	特定契約分			
給料等	請負代金			
特定契約分	特定契約分			
支給額	支給額			
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	1
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	2
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	3
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	4
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	5
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	6
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	7
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	8
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	9
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	10
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	11
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	12
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	13
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	14
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	15
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	16
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	17
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	18
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	19
#DIV/0!	#DIV/0!		#DIV/0!	20

平成30年度における契約件数（累積）（参考資料）

業務区分ごと 契約金額区分		工事	
		件数	割合
	5億以上	2	0.2%
	3億以上	4	0.5%
	1.5億以上	11	1.4%
	1億以上	28	3.5%
	5,000万以上	88	11.0%
	2,000万以上	192	24.0%
	500万以上	502	62.7%
	130万超	801	100.0%
	0以上(総計)	3678	—

業務区分ごと 契約金額区分		工事委託		一般業務委託	
		件数	割合	件数	割合
	3億以上	0	0.0%	5	0.6%
	1億以上	1	0.9%	9	1.1%
	5,000万以上	1	0.9%	20	2.5%
	2,000万以上	10	9.4%	55	6.8%
	1,000万以上	24	22.6%	98	12.0%
	500万以上	49	46.2%	174	21.4%
	100万以上	88	83.0%	498	61.2%
	50万超	106	100.0%	814	100.0%
	0以上(総計)	414	—	2915	—

(注意)・この資料は、1年間のおよその契約件数と傾向をつかむためのものであり完全なものではありません。

- ・財務会計システムから機械的に吸い上げたデータであり、捕捉できていない案件も多くあります。
- ・各業務区分とも随意契約となる金額区分を除いて割合を計算しました。